

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に採用され、接待係として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、B会社において来客を宴会場へ案内していたところ、たじ箱に足を引っ掛け転倒した（以下「本件災害」という。）という。請求人は同月〇日にC病院に受診し「左膝蓋骨骨折、右中指ひょう疽、左手関節打撲傷、睡眠障害」と診断され、通院加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には同一系列に障害等級第14級の既存障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

これを引用する。

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、過去に手を負傷した時に障害補償給付を一時金で受領したが、今回の請求は足の負傷であるため、部位が異なることから別々に取り扱われて当然であり、そもそも今回の負傷で残存する障害は、障害等級第14級より上の等級である旨主張する。

(2) 請求人が認めているとおり、請求人は平成〇年〇月〇日の業務中に「左橈骨遠位端骨折」を受傷し、平成〇年〇月〇日に治ゆとなり、残存する障害については、障害等級第14級の9（局部に神経症状を残すもの：系列番号13）と認定され、同等級に応じた障害補償給付を一時金として給付されたことが認められる。

(3) 今回、請求人は、平成〇年〇月〇日受傷の「左膝蓋骨骨折、左手関節打撲傷」に係る残存障害について、障害補償給付を請求しているところ、「左膝蓋骨骨折」については、D医師が障害認定実地調査書において「左膝蓋部に骨折や大腿四頭筋力低下を原因とすると思われる疼痛を認める。その程度は、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものと認められる。」と意見している。

当審査会としても、請求人の左膝関節の神経症状については、障害等級第14級の9（局部に神経症状を残すもの：系列番号13）に該当するものと判断

する。

- (4) また、「左手関節打撲傷」については、D医師が障害認定実施調査書において、「左手関節部に以前の骨折による橈骨の短縮、変形癒合を原因とすると思われる疼痛を認めるが、常時疼痛は認められない。打撲による疼痛ではないと思われる。」と意見している。

請求人の過去の「左橈骨遠位端骨折」の受傷とその後の時間経過、本件災害の発生状況等からして、上記D医師の意見は妥当であり、当審査会としても請求人の左手に残存する障害は過去の労働災害時のものであって、本件災害による「左手関節打撲傷」による症状ではないものとする。

- (5) 上記(3)及び(4)から、現在、請求人に残存する障害は左膝関節の神経障害（局部に神経症状を残すもの：系列番号13）及び既存障害の左手関節の神経障害（局部に神経症状を残すもの：系列番号13）であり、いずれも神経系統の同一系列（系列番号13）の障害であることから、引用する「判断の要件」が示す労災則第14条第3項の加重の対象には該当しないものと判断する。

なお、請求人は、手と足では障害の部位が異なるため別々に取り扱われてしかるべきである旨を主張しているが、上記のとおり、手と足で身体の部分は異なるものの、労災則上、手と足の神経系統の機能障害は、「同一系列」であることから「同一部位」の障害として扱われるところ、本件災害により足に残存する障害の程度（障害等級第14級の9）は、手の既存障害の程度（障害等級第14級の9）より重くなっていないことから、加重には該当せず、障害補償給付の対象とはならないものであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。